

大口町高齢者福祉協力員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町（以下「町」という。）に居住する要援護又は要援護となる恐れがある高齢者及びその家族や親族（以下「要援護高齢者等」という。）に対し、町や大口町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営に関する要綱（平成18年大口町告示第44号）第3条に定める大口町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が共に総合的な相談や各種の保健福祉サービス及び介護保険サービスの情報の提供を行うことにより、要援護高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 町は、前条の目的を達成するために、大口町高齢者福祉協力員（以下「協力員」という。）を設置する。

(事業内容)

第3条 協力員は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 町の保健福祉制度、介護保険制度等の円滑な運営に資するため、要援護高齢者等の心身の状況等を把握し、必要に応じ町及び事業所に連絡を行うこと。
- (2) 要援護高齢者等に各種の保健福祉サービス及び介護保険サービスの情報の提供を行うこと。
- (3) 町や事業所と連携して、要援護高齢者等の在宅介護等に関する相談に対し、電話、面接及び訪問を行い総合的に応じること。
- (4) その他要援護高齢者等の在宅福祉の向上に関すること。

(委嘱)

第4条 協力員は、町内の高齢者福祉等に精通した者の中から町長が委嘱する。

(任期)

第5条 協力員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された協力員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密保持)

第6条 協力員は、事業上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 協力員は、前項に定める義務を退任後も遵守しなければならない。

(会議)

第7条 協力員は、町及び事業所との要援護高齢者等の情報交換のために、大口町高齢者福祉協力員連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議に会長及び副会長を置く

3 会長及び副会長は、委員の互選による。

4 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第8条 連絡会議は会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 連絡会議は、町、事業所及び協力員の求めに応じ会長が必要と認めた場合は、随時開催することができる。

(事務局)

第9条 連絡会議の事務局は、健康福祉部健康生きがい課に置く。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協力員及び連絡会議に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成14年3月29日大口町告示第36号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月18日大口町告示第86号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町高齢者福祉協力員設置要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月27日大口町告示第33号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

